

船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青少年非行の早期発見、未然防止を目的に補導活動の充実と家庭・学校・職場その他関係機関との連携を図るため、船橋市青少年補導委員連絡協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、市がその一部を補助することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）は、協議会が実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非行少年等の早期発見及び地区補導活動業務
- (2) 青少年に有害な環境の浄化活動業務（学校訪問）
- (3) 青少年の健全育成のための広報活動業務（広報誌「はばたき」の発行）
- (4) その他青少年の健全育成及び非行防止に必要な業務

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業等を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる補助対象経費のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げるとおり、補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の申請をしようとするときは、船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により交付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) その他市長が必要と認める条件。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による申請者に対する通知は、船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 協議会は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市青少年補導委員連絡協議会補助事業計画変更・中止。廃止申請書（第3号様式）により市長の承認を受けるものとする。

(前金払)

第9条 規則第15条第1項の規定による補助金の交付は、前金払とする。

(補助金の請求)

第10条 規則第15条第2項の規定による補助金の請求は、船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、船橋市青少年補導委員連絡協議会実績報告書（第5号様式）に収支決算書等、必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(額の確定の通知)

第12条 規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は、船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の精算)

第13条 協議会会長は、前条の規定の通知を受理した場合、速やかにその確定の額に基づき当該補助金の精算をしなければならない。

(収支関係書類の整備)

第14条 協議会は、補助金の収支についての証拠書類及び適正な帳簿を備え、補助事業が完了又は廃止した日の属する年度の翌年から5年間保存しておかなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、協議会に対して、前項に規定する証拠書類及び帳簿に

ついて、報告又は閲覧を求めることができる。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じたときは、市長及び協議会で協議し解決するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業等	補助対象経費	補助率
第2条第1号及び第2号に掲げる経費	地区活動費及び青少年健全育成啓発活動費・消耗品費・負担金	70%以内
第2条第3号に掲げる経費	消耗品費・印刷製本費	
第2条第4号に掲げる経費	報償金・消耗品費・通信運搬費・賃借料	

第1号様式

補助金等交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長（氏名）様 あて

申請者	住所（所在地）	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会長（氏名） 印

補助金等の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により次のとおり申請します。

補助年度	〇〇年度	補助金等の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金
補助事業等	名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会	
	目的及び内容	青少年の非行防止及び健全育成	
	効果	補導活動及び連絡協議会活動の円滑化	
経費所要総額	〇〇〇〇〇〇円		
交付申請額	〇〇〇〇〇〇円		
着手及び完了予定年月日	着手予定	〇〇年	〇〇月 〇〇日
	完了予定	〇〇年	〇〇月 〇〇日
添付書類	1 事業計画書（〇〇年度活動計画） 2 収支予算書（〇〇年度予算） 3 前年度決算書（〇〇年度会計報告） 4 その他 (1) 〇〇年度活動報告 (2) 〇〇年度船橋市青少年補導委員名簿		

第2号様式

補助金等交付決定通知書

船橋市教育委員会
青セ指令 第〇号
〇〇〇年〇月〇日

申請者	住所（所在地）	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会 長 （ 氏 名 ） 様

船橋市長 （ 氏 名 ） 印

〇〇年〇〇月〇〇日付申請のあった補助金等の交付について、次のとおり決定したので船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により通知します。

補助年度	〇〇年度	補助金等の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金
補助事業等の名称		船橋市青少年補導委員連絡協議会	
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費		〇〇〇〇〇〇円	
交 付 決 定 額		〇〇〇〇〇〇円	
交 付 予 定 時 期		〇〇年〇〇月〇〇日	
交 付 条 件		<p>1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。</p> <p>2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。</p> <p>3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p>	

（注）上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

計画変更
補助事業等 中止 申請書
 廃止

〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長 (氏名) 様 あて

補助事業者	住所(所在地)	船橋市本町1-23-7 船橋市青少年センター内		
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会 長 (氏 名) 印		

補助事業等を 計画変更
中止
廃止 したいので、船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により
次のとおり申請します。

指令年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	指令番号	船橋市教育委員会 青セ指令 第〇号
補助年度	〇〇年度	補助金等の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会 補助金
補助事業等 の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会		
変更又は中止(廃止)の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容		(変更前)	
		(変更後)	
変更又は中止(廃止)年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日 (予定)	
添付書類			

補助金等交付請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長 (氏名) 様 へ

補助事業者	住所(所在地)	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会長 (氏名) 印

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	〇〇年〇月〇日	指令番号	船橋市教育委員会 青セ指令 第〇号
補助年度	〇〇年度	補助金等の 名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金
補助事業等 の名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会		
交付決定額	〇〇〇〇〇〇円		
交付確定額	〇〇〇〇〇〇円		
既交付額	年 月 日 交付 _____ 円 年 月 日 交付 _____ 円 計 _____ 円		
今回 交付請求額	〇〇〇〇〇〇円		
未交付額	〇〇〇〇〇〇円		
添付書類	1 補助金等交付決定通知書の写し 2 その他 ()		

第5号様式

補助事業等実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長 (氏名) 様 へ

補助事業者	住所(所在地)	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会長(氏名) 印

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指今年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	指令番号	船橋市教育委員会 青セ指令 第〇号
補助年度	〇〇年度	補助金等の 名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会補助金
補助事業等	名称	船橋市青少年補導委員連絡協議会	
	施行場所	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内	
着手年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
交付決定額	〇〇〇〇〇〇円		
既交付額	〇〇〇〇〇〇円		
補助対象 経費精算額	〇〇〇〇〇〇円		
補助事業等の 経過及び内容	○非行少年の早期発見及び補導活動 ○青少年に有害な環境の浄化活動 ○青少年の健全育成のための広報活動 ○その他、この団体の目的達成のために必要な事業		
添付書類	1 〇〇年度船橋市青少年補導委員連絡協議会収支決算書 2 〇〇年度船橋市青少年補導委員連絡協議会活動報告書		

補助金確定通知書

船橋市教育委員会
青セ指令 第〇号
〇〇〇年〇月〇日

補助事業者	住所（所在地）	船橋市本町1丁目23番7号 船橋市青少年センター内
	団体名及び 代表者氏名	船橋市青少年補導委員連絡協議会 会長（氏名） 様

船橋市長（氏名） 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け船橋市教育委員会青セ指令第〇号で交付を決定した〇〇年度青少年補導委員連絡協議会補助金については、船橋市補助金等の交付に関する規則により、交付額を金〇〇〇, 〇〇〇円に確定する。